

17監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成17年2月7日

| | |
|---------|-------|
| 福岡市監査委員 | 浜地輝一 |
| 同 | 星野美恵子 |
| 同 | 高橋宏和 |
| 同 | 福田健 |

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 市民局

| | | |
|--------|------|-----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年10月から同16年10月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月3日から同年10月7日まで |
| (工事監査) | 対象期間 | 平成14年6月から同16年5月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月1日から同年10月28日まで |

イ 経済振興局

| | | |
|--------|------|----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年10月から同16年10月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月3日から同年10月8日まで |

ウ 都市整備局

| | | |
|--------|------|-----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年10月から同16年10月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月3日から同年10月15日まで |

エ 下水道局

| | | |
|--------|------|----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年9月から同16年9月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月1日から同年9月17日まで |

オ 消防局

| | | |
|--------|------|-----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年9月から同16年9月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月3日から同年9月22日まで |
| (工事監査) | 対象期間 | 平成14年6月から同16年5月まで |
| | 実施期間 | 平成16年8月2日から同年10月28日まで |

カ 水道局

| | | |
|--------|------|-----------------------|
| (工事監査) | 対象期間 | 平成14年6月から同16年5月まで |
| | 実施期間 | 平成16年8月2日から同年10月28日まで |

キ 交通局

| | | |
|--------|------|-----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年9月から同16年9月まで |
| | 実施期間 | 平成16年8月30日から同年9月24日まで |
| (工事監査) | 対象期間 | 平成14年6月から同16年5月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月1日から同年10月28日まで |

ク 教育委員会

| | | |
|--------|------|-----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年10月から同16年10月まで |
| | 実施期間 | 平成16年9月1日から同年10月18日まで |

ケ 人事委員会事務局

| | | |
|--------|------|-----------------------|
| (事務監査) | 対象期間 | 平成15年10月から同16年10月まで |
| | 実施期間 | 平成16年8月30日から同年10月4日まで |

コ 監査事務局

(事務監査) 対象期間 平成15年10月から同16年10月まで
実施期間 平成16年10月5日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1～4の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 市民局

負担金交付先団体の適正な会計経理事務について指導等を求めるもの

市は負担金を交付した団体の会計経理事務が適正に行われているか、関係書類等により調査確認するとともに指導・監督する必要がある。しかしながら、平成15年度「ハートフルフェスタ福岡開催負担金」の交付先団体の経理事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、交付先団体に対して、適正な会計経理事務がなされるよう指導等を行われたい。

ア 「「ハートフルフェスタ福岡2003」企画運営管理・設営撤去業務委託」の契約変更において、設計変更に基づき契約金額を変更すべきところ、変更設計書を作成せずに、受託者が提出した見積書の追加経費を変更額としていた。

イ 登録団体・行政機関支援金の支給額の確定において、各団体の対象経費の支出内容を領収書等で確認しているが、領収書等の提出がないまま確定しているものがあつた。

(人権啓発センター)

(2) 経済振興局

特に指摘する事項はなかつた。

(3) 都市整備局

実行委員会に対し適正な予算の執行等について指導を求めるもの

第22回全国都市緑化ふくおかフェア実行委員会においては、同会計規程により、予算の適正な管理及び執行を行う必要がある。しかしながら、平成15年度の予算の執行等において、次のような事例が見受けられた。

今後、実行委員会において、適正な予算執行等の事務処理がなされるよう指導されたい。

ア 予算を管理するうえで重要な事務処理である予算の流用事項について、決裁権者の決裁を受けないまま執行等が行われ不適切な処理となっていた。

イ 予算整理簿は、正確に記録されなければならないが、流用増の科目及び流用減の科目において流用月日が相違しているものなどが見受けられた。

(都市緑化ふくおかフェア(総務)担当)

(4) 下水道局

ア コンポスト製品の資産計上のあり方について検討を求めるもの

商品等営業目的に係る資産は棚卸資産として流動資産に分類されるため、財団法人福岡市下水道資源センターが在庫管理しているコンポスト製品の資産計上のあり方について検討されたい。

(管理課)

イ 負担金交付先団体の適正な会計経理事務について指導等を求めるもの

市は負担金を交付した団体の会計経理事務が適正に行われているか、関係書

類等により調査確認するとともに指導・監督する必要がある。しかしながら、平成15年度「多々良川水系改修事業促進協議会負担金」の交付先団体において、個人負担が適当と思われる経費を支出しているものが見受けられた。

今後、交付先団体に対して、適正な会計経理事務がなされるよう指導等を行われたい。

(河川計画課)

ウ 物品管理事務について適正な事務処理を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。しかしながら、財団法人福岡市下水道資源センターの使用に供している物品の所管が不明確であった。

物品管理事務については、適正な事務処理を行われたい。

(管理課)

(5) 消防局

服装等貸与物品について適正な管理を求めるもの

消防音楽隊の服装等管理状況については、適宜検査するとともに、服装等貸与整理簿を作成し、適正な管理を行わなければならないが、物品管理等において、次のような事例が見受けられた。

今後、服装等貸与物品については、関係規則等に基づき適正な管理をされたい。

ア 物品出納簿においては、被服購入時の受入数量は記帳されているものの、個人貸与時の払出数量については記帳されていなかった。また、異なる品名が混在して記帳されていたことや、年度毎の繰越処理が行われていなかったこと等から、いつ誰に貸与したものが判別できず、正確な在庫がわからない状況となっていた。

イ 服装等貸与整理簿が平成13年度中途から記帳されていなかった。

(総務課)

(6) 交通局

委託契約事務について注意を求めるもの

委託契約事務に当たっては、事前に契約を締結し、契約内容に従って業務を履行させなければならない。しかしながら、平成15年度「福岡市高速鉄道3号線六本松工区家屋事後調査等業務委託」は、事前調査に基づいて沿道建物等の事後調査を写真で報告するものであるが、調査箇所の一部が契約締結前に撮影されていた。

今後、委託契約事務に当たっては、契約書及び関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(工事対策課)

(7) 教育委員会

ア 自動車借上の契約事務について検討を求めるもの

自動車借上の契約事務において、見積もり相手とする業者については、履行能力とともに競争性にも考慮し、市場の実態や制度に即した幅広い視点から選定する必要がある。しかしながら、平成16年度の「自動車借上契約(自然教室用貸切バス)」において、次のような事例が見受けられた。

今後、自動車借上の契約事務に当たっては、業者の選定理由を明確にするとともに、経済性を考慮した契約方法について、十分検討されたい。

(ア) 市内を3ブロックに分けて特定の業者を選定していたが、履行可能業者の把握が不十分であり、特命による随意契約とする根拠が希薄なものとなっていた。

(イ) 設計金額と見積金額が全て同一であった。

(学校教育課)

イ 委託契約事務について注意を求めるもの

事業活動により生じた産業廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処

理しなければならないとされている。しかしながら，平成15年度及び同16年度において，赤煉瓦文化館の雑排水槽に係る産業廃棄物の処理については，排出事業者である当該施設の使用許可業者が行うこととなっておらず，市が発注した「赤煉瓦文化館ねずみ及び害虫等防除業務委託」に産業廃棄物の処理業務を含めた契約がなされていた。

今後，委託契約事務に当たっては，十分注意されたい。

(文化財整備課)

ウ 公有財産について適正な管理を求めるもの

公有財産は，常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。しかしながら，財団法人福岡市学校給食公社に使用させている市の行政財産である建築物付属設備の冷暖房機器について，市の管理責任において行うべきであった撤去・設置工事を公社への委託料で執行したため，結果，新たな機器は公社の資産となっていた。

公有財産については，関係規則等に則り適正に管理されたい。

(学校給食課)

エ 物品管理事務について適正な事務処理を求めるもの

物品は，その性質，用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し，又は管理しなければならない。また，物品管理者は，その用途及び使用状況等を随時点検し，物品を貸し付けるときは，借用書を徴しなければならないと規定されている。しかしながら，財団法人福岡市学校給食公社に無償貸与している物品について，借用書を徴していなかった。

物品管理事務については，福岡市会計規則に則り適正な事務処理を行われたい。

(学校給食課)

(8) 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(9) 監査事務局

特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 市民局

設計積算について注意を求めるもの

平成15年度「壱岐東公民館改築工事」

(契約金額1億2,379万5,000円)

設計書の作成において，一般管理費等の額を建築工事諸経費計算表から転記する際に誤って計上していた。

今後は十分注意し，適正な積算に努められたい。

(公民館整備課 建築局施設建設課関連)

(2) 消防局

ア 契約事務について注意を求めるもの

平成14年度「消防庁舎等外壁調査業務委託」

(契約金額630万円)

本委託は二級建築士の資格要件を設けた専門的な調査であり，支出負担行為伺書の決裁区分は「福岡市消防局部長以下専決規程」によると部長決裁が必要であったが，課長決裁となっていた。

今後は十分注意し，適正な契約事務を図られたい。

(管理課)

イ 設計積算及び施工管理について改善及び注意を求めるもの

(ア) 平成15年度「博多消防署移転改築衛生設備工事」

(契約金額3,759万円)

a 博多消防署は防災拠点として、ライフライン遮断時における事務所活動の確保のため、汚水貯留槽・雨水利用の貯水槽を備えている。

それらを災害時に有効活用するためには、公共下水道に接続されている汚水管を署内の汚水貯留槽へ切替る配管施工をしたり、雨水貯水槽から中水道水槽へポンプ車等を使用し雨水を移送する作業が必要であるなど、非常時にその機能を発揮するために人員と機材の配置を要する設備となっている。建設計画時に、迅速に機能が発揮できるような設備システムについて十分な検討が必要であったと思われる。

今後、同様施設の建設にあっては、綿密な計画検討を図られたい。

また、これらの署内設備について周知徹底しておくために、設備管理マニュアル、災害用設備標示等の整備をされたい。

b 機械設備工事共通仕様書によると、高さ1.0mを超える厨房機器等は、地震時に転倒及び位置ずれを起こさないように床又は壁に固定することとなっているが、本工事においては固定されていなかった。

機械設備工事共通仕様書に基づき、適正な施工管理に努められたい。

(管理課 建築局設備課関連)

(3) 水道局

ア 設計積算について注意を求めるもの

(ア) 平成14年度「別館改造その他工事変更設計業務委託」

(契約金額396万9,000円)

委託料算定にあたっては、建築局の「建築工事設計等業務委託料算定基準」に基づき算定を行っていたが、技術者報酬日額など一部内容に誤りがあった。今後は十分注意して、適正な積算に努められたい。

(経理課 設備課関連)

(イ) 平成14年度「城南区西片江地内 1100mm外配水管仮設工事」

(契約金額3億6,539万6,850円)

深礎工の設計積算において、基準書に記載されているライナープレート掘削土留工の適用歩掛は、寸法により適用区分が設定されているが、この区分を誤っていた。

今後は十分注意して、適正な設計積算を図られたい。

(中部管整備課)

(ウ) 平成14年度「博多区西月隈6丁目地内配水管布設工事」

(契約金額1,735万1,250円)

「建設発生土指定処分に関する運用」では、建設発生土処分の設計積算において建設発生土が規定以上発生する工事は、原則として指定処分、規定以下の工事についても極力指定処分とし、各処分場までの運搬費と処分費の合計を比較し、安価な処分場で設計をすることとなっているが、比較検討されずに自由処分として設計されていた。

今後は十分検討され、経済的な設計積算を図られたい。

(東部管整備課)

(エ) 平成14年度「東区箱崎3.4丁目地内 600mm配水管布設工事」

(契約金額3,916万1,850円)

土留工に使用するライナープレートの価格の決定については、「土木工事設計標準歩掛等運用基準」に基づき、資材単価の決定を見積りによる場合には、実施設計単価表や物価資料に掲載されている類似品と比較検討して採用価格を決定することとなっているが、類似品となる資材があるにもかかわらずなされていなかった。

今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(東部管整備課)

イ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

(ア) 平成15年度「塩原取水場内整地工事」

(契約金額6,178万5,150円)

- a 既設コンクリート構造物の取り壊しは、すべて土木工作物として市場単価により設計積算されているが、取水ポンプ棟上部については建築工作物であり、別途に積算計上すべきであった。

今後は十分注意して、適正な設計積算を図られたい。

- b 「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、既設コンクリート構造物取り壊し中の形状計測作業において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。

今後は規則を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(浄水施設課)

(4) 交通局

ア 設計積算について注意を求めるもの

(ア) 平成14年度「姪浜車両基地車輪旋盤分解修理」

(契約金額3,769万5,000円)

設計図書に、取替機材の仕様及び数量が記載されておらず、分解修理の施工範囲が不明確であった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、また、責任範囲の明確化のため設計図書による明示が必要である。

今後は十分注意され、設計図書の作成をされたい。

(姪浜車両工場)

(イ) 平成14年度「(仮称)賀茂駅換気給排水設備工事」

(契約金額3億2,757万600円)

消火栓用補助加圧ポンプ等の価格は見積りにより決定されているが、提出された各社の見積価格に大きな開きがあった。

見積りの内容を十分確認することなく最低見積価格を採用していた。

見積価格の採用にあたっては、妥当性・正確性について十分確認されたい。

(施設計画課)

(ウ) 平成14年度「室見駅通信用直流電源装置更新工事」

(契約金額351万6,240円)

本装置は、整流器盤及び蓄電池盤をそれぞれ別の箱体に分けての2面構成の仕様として見積り条件を提示し見積りが徴集され、それをもとに設計されていた。しかし、工事では1面構成で製作し、据付施工がなされていた。

仕様内容は、決定する設計価格に大きな影響をもつものであり、見積依頼時より十分検討し、適正な設計積算に努められたい。

(電気課)

(I) 平成15年度「橋本車両基地植栽工事」

(契約金額8,505万円)

- a 実施設計単価表及び物価資料に掲載のない単価については、見積りから単価を決定して設計積算されているが、設計に採用した単価の補正に誤りがあった。

今後は、基準・方針等を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

- b 「土木工事設計標準歩掛等運用基準」では、土木工事実施設計単価表に掲載の土砂を補足材として使用する場合は土量変化率を乗じることとしているが、ブロック舗装等盛土部の客土工において、土量変化率が考慮されていなかった。また、締固め費用の計上がなされていなかった。

今後は、十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

(施設計画課)

イ 施工管理について注意を求めるもの

平成 1 2 年度「福岡市高速鉄道 3 号線茶山駅 (仮称) 1 出入口・換気塔 A 及び城南中間換気所建設工事」

(契約金額 3 億 5,884 万 1,700 円)

建設業退職金共済制度は、建設労働者に対して退職金を保証する制度であり、工事請負契約毎に請負者が証紙を購入しなければならないが、工事期間内において購入されていなかった。

今後は適正な制度の運用について、請負業者の指導を徹底されたい。

(建設設計課)

ウ 契約事務について検討を求めるもの

平成 1 4 年度「博多第 1 電気室外 4 電気室直流電源装置鉛蓄電池取替修理」

(契約金額 1,953 万円)

本工事は直流電源装置の鉛蓄電池を取替るものであり、既存のメーカーと特命随意契約がなされていた。

鉛蓄電池は、特殊仕様機器ではなく、メーカーが変わったとしてもシステムの支障はないと考えられる。

よって、入札による契約手法を検討されたい。

(姪浜保守事務所)

別表 1

市民局 抽出工事一覧表

| 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 堅粕公民館・老人いこいの家複合施設 設その他改築工事 | 227,850,000 円 | 平成15年 9月25日から 平成16年 6月25日まで |
| 有田公民館解体工事 | 当初 8,011,500 円 変更 10,246,950 円 | 平成15年12月10日から 平成16年 2月 6日まで |
| 大井集会所解体撤去工事 | 3,486,907 円 | 平成15年 1月15日から 平成15年 2月28日まで |
| 福岡市緊急時広報設備工事 | 82,950,000 円 | 平成16年 2月 7日から 平成16年 3月15日まで |
| 堅粕公民館・老人いこいの家複合施設 設その他改築電気工事 | 13,062,000 円 | 平成15年11月 7日から 平成16年 7月 5日まで |
| 外 5 件省略 | | |

別表 2

消防局 抽出工事一覧表

| 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 城南区城西団地内防火水槽設置工事 | 9,922,500 円 | 平成15年12月25日から 平成16年 3月 3日まで |
| 博多消防団席田分団車庫改築工事 | 当初 23,604,000 円 変更 23,907,450 円 | 平成14年 4月24日から 平成14年12月19日まで |
| 消防庁舎等外壁調査業務委託 | 6,300,000 円 | 平成14年 6月12日から 平成15年 1月12日まで |
| 博多消防署移転改築工事 | 630,000,000 円 | 平成15年 7月 5日から 平成16年 8月 7日まで |
| 博多消防署移転改築衛生設備工事 | 37,590,000 円 | 平成15年 6月26日から 平成16年 8月23日まで |

別表 3

水道局 抽出工事一覧表

| 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----------------------------|------------------|---------------|
| 江川系導水管旧管処理工事 | 当初 65,100,000 円 | 平成15年 1月31日から |
| | 変更 69,087,900 円 | 平成15年 9月30日まで |
| 東区松崎4丁目地内 900, 800mm配水管布設工事 | 当初 91,350,000 円 | 平成13年10月23日から |
| | 変更 101,509,800 円 | 平成14年 6月19日まで |
| 南区大楠1丁目 800mm配水管布設工事 | 当初 66,150,000 円 | 平成14年 9月19日から |
| | 変更 64,300,950 円 | 平成15年 3月15日まで |
| 夫婦石浄水場排水処理棟改修その外工事 | 当初 23,572,500 円 | 平成15年12月27日から |
| | 変更 26,846,400 円 | 平成16年 3月15日まで |
| 小呂島海水淡水化施設設備工事 | 当初 229,950,000 円 | 平成14年 1月25日から |
| | 変更 237,419,700 円 | 平成15年 3月15日まで |
| 外 55件省略 | | |

別表 4

交通局 抽出工事一覧表

| 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----------------------------------|---------------------|---------------|
| 福岡市高速鉄道3号線軌道工事(六本松・天神間) | 当初 1,525,650,000 円 | 平成13年12月26日から |
| | 変更 1,562,412,600 円 | 平成15年10月31日まで |
| 福岡市高速鉄道3号線(野芥東工区)建設に伴う自動車専用道路下部工事 | 当初 102,375,000 円 | 平成13年11月17日から |
| | 変更 91,729,050 円 | 平成14年10月30日まで |
| 天神駅トイレ改良外工事 | 91,770,000 円 | 平成15年12月13日から |
| | | 平成16年 3月25日まで |
| 1号線可動式ホーム柵設備工事 | 1,540,350,000 円 | 平成15年 3月28日から |
| | | 平成16年 3月15日まで |
| 福岡市高速鉄道3号線用車両製作 | 当初 13,042,050,000 円 | 平成14年 8月29日から |
| | 変更 13,061,945,400 円 | 平成17年 2月28日まで |
| 外 35件省略 | | |